

志摩圏域県管理河川水防災協議会取組事項(案)

資料2

取組事項	実施方針	三重県	鳥羽市	志摩市	気象台	具体的な活動や取組目標	H29	H30	R1	R2	R3	H30実績	R1予定
1) 住民の洪水被害に対する防災意識向上に資することや、円滑かつ迅速な避難行動のための取組													
1 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	・水位周知河川である加茂川について、洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる情報を市に提供する。 ・水位周知河川を対象として県・市ホットラインを構築する。ホットライン構築後は、毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認する。	・H29年度出水期までに鳥羽市とのホットラインを構築する。 ・ホットライン構築後は、毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認する。 ・磯部川の水位周知及び志摩市とのホットラインを検討する。	・H29年度出水期までに県とのホットラインを構築する。 ・ホットライン構築後は、毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認する。	・県とのホットライン(対象河川:磯部川)を検討する。		【三重県・鳥羽市】 ・ホットラインの構築 ・毎年度、協議会において、連絡先、伝達事項の確認を行う。 【三重県・志摩市】 ・毎年度、磯部川の検討結果を情報共有する。						【鳥羽市・県】 ・伝達訓練実施(H30.4.24) ・情報提供を実施 【志摩市・県】 伝達訓練実施(H30.4.24)	【鳥羽市・県】 ・伝達訓練実施(H31.4.26) ・情報提供の実施 【志摩市・県】 伝達訓練実施(H31.4.26)
2 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・鳥羽市と連携し水害対応タイムライン(対象河川:加茂川)を作成する。 ・志摩市と連携し水害対応タイムライン(対象河川:磯部川)を検討する。 ・毎年の協議会において、水害対応タイムラインの見直しを実施する。	・鳥羽市と連携し水害対応タイムライン(対象河川:加茂川)を作成する。 ・志摩市と連携し水害対応タイムライン(対象河川:磯部川)を検討する。 ・毎年の協議会において、水害対応タイムラインの見直しを実施する。	・県と連携し水害対応タイムライン(対象河川:加茂川)を作成する。 ・毎年の協議会において、水害対応タイムラインの見直しを実施する。	・県と連携し水害対応タイムライン(対象河川:磯部川)を検討する。	タイムライン支援を目的に、今後予測される雨量等や危険度の推移を時系列で提供する。また、警報級の現象となる可能性について事前に情報提供する。	【三重県・鳥羽市】 ・H30出水期までに水害対応タイムラインの策定 毎年度、協議会にて見直しを実施する。 【三重県・志摩市】 ・水害対応タイムライン(対象河川)の策定 ・検討の進捗状況を情報共有する。 【気象台】 ・タイムライン支援に資する情報について、毎年度、協議会にて情報共有する。						【鳥羽市・県】 タイムライン(加茂川)を策定(H30.8.1) 【志摩市・県】 引き続きタイムラインについて検討 ※磯部川及び前川において危機管理型水位計設置	【鳥羽市・県】 タイムラインの運用 【志摩市・県】 引き続きタイムラインについて磯部川で検討
3 水害危険性の周知	・協議会において危機管理型水位計や簡易な量水標の設置を検討する。 ・磯部川の水位周知についての検討を行う。	・協議会において危機管理型水位計や簡易な量水標の配置計画を検討する。 ・磯部川の水位周知についての検討を行う。	・協議会において危機管理型水位計や簡易な量水標の配置計画を検討する。	・協議会において危機管理型水位計や簡易な量水標の配置計画を検討する。		・新水位計・簡易量水標等の配置計画の進捗状況を情報共有する。 ・磯部川の水位周知についての検討経過を情報共有する。						【鳥羽市、志摩市、県】 ・危機管理型水位計を設置 鳥羽市:4基 志摩市:5基 ・水位周知について引き続き検討	【鳥羽市、志摩市、県】 ・危機管理型水位計の配置計画の検討 鳥羽市:4基(予定) 志摩市:10基(予定) ・水位周知について引き続き検討
4 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練実施を推進する。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況等を確認する。	浸水想定区域の作成状況等について、毎年、協議会において関係市と情報共有を行う。	(※対象施設有の場合) ・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練実施を推進する。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況等を確認する。	(※対象施設有の場合) ・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練実施を推進する。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況等を確認する。		・毎年度、協議会にて、区域図作成状況、地域防災計画への登録状況、避難確保計画策定状況、対象施設の避難訓練実施状況の情報を共有を行う。						【県】 加茂川他1河川洪水浸水想定の見直しを実施。 【鳥羽市、県】 対象施設の情報を共有実施 【該当施設なし】	【県】 磯部川他7河川洪水浸水想定の見直しを実施する。 【志摩市、県】 対象施設の情報を共有実施
5 浸水想定区域図の作成・公表	・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。	・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。				・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。						【県】 加茂川他1河川洪水浸水想定の見直しを実施及び公表	【県】 磯部川他7河川洪水浸水想定の見直しを実施する。 掲載用データの整備が完了した浸水想定区域等をHPで掲載する。
6 浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知	・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。 ・想定最大規模外力を対象とした洪水浸水区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知。	・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。	・想定最大規模外力を対象とした洪水浸水区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知 ※平成22年3月にハザードマップ作成及びHPで掲載。	・想定最大規模外力を対象とした洪水浸水区域図を基にした洪水ハザードマップの作成・周知 ※志摩市防災ハザードマップ(2013年3月)の修正		・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。 ・想定最大規模外力を対象とした洪水浸水区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知。							【鳥羽市】 加茂川の浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップを作成。

取組事項	実施方針	三重県	鳥羽市	志摩市	気象台	具体的な活動や取組指標	H29	H30	R1	R2	R3	H30実績	R1予定
7 住民の防災意識の向上と防災教育の実施	・県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に防災ノートを配付(初版:平成24年2月)し、学校における防災教育を推進する。 ・「みえ出前トーク」を活用した防災教育の実施を推進する。	・県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に防災ノートを配付(初版:平成24年2月)し、学校における防災教育を推進する。 ・「みえ出前トーク」を活用した防災教育の実施を推進する。				・毎年度、防災ノート配布実績、みえ出前トーク実施実績の情報を共有を行う。						【県・市】 防災ノート配布	【県・市】 防災ノート配布 【県】 みえ出前トークの実施
8 危機管理型水位計や量水標の設置	・協議会で検討された配置計画に基づき、危機管理型水位計や簡易な量水標の設置を進める。	・配置計画に基づき、危機管理型水位計や簡易な量水標を設置を進める。				・新水位計・簡易量水標等設置の進捗状況を共有する。						【県】 配置計画に基づき設置。 鳥羽市:4基 志摩市:5基	【県】 配置計画に基づき整備を進める。 鳥羽市:4基(予定) 志摩市:10基(予定)
9 防災気象情報の改善	・インターネット環境を活用した水防災に係る情報の提供を実施する。	・防災みえ等、良好な防災情報システムの運用を継続する。			・土砂災害のメッシュ情報に加え、浸水害、洪水害に対する危険度分布の情報を提供する。	・最新情報システム等の状況を共有する。						【気象台】 ・平成30年出水期前に基準値を変更 ・最新の被害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 ・今後の雨(降水短時間予報)の提供(降水15時間予報)6/20実施 【県】 防災みえ等、良好な防災情報システムの運用を継続	【気象台】 ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の被害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 ・台風強度予報を5日先までに延長 ・警戒レベルとの対応 ・気象情報、水害・土砂災害情報及び災害発生情報等を一体的に集約したポータルサイトの作成 ・危険度分布の希望者向け通知サービス 【県】 防災みえ等、良好な防災情報システムの運用を継続
2) 洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行うための取組													
10 重要水防箇所の点検・見直し及び水防資機材の確認	・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材について、県(河川管理者)と市(水防管理団体)及び水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施する。	・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材について、県(河川管理者)と市(水防管理団体)及び水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施する。	・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材について、県(河川管理者)と市(水防管理団体)及び水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施する。	・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材について、県(河川管理者)と市(水防管理団体)及び水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施する。		・毎年度、共同点検を実施する。						【県】 外部委託による重要水防区域指定内の施設点検の実施 【鳥羽市、志摩市、県】 重要水防区域指定箇所を中心に合同点検を実施。 志摩市:H30.6.21 鳥羽市:H30.7.2	【県】 外部委託による重要水防区域指定内の施設点検の実施 【鳥羽市、志摩市、県】 重要水防区域指定箇所を中心に合同点検を実施。 鳥羽市:R01.6.17(予定) 志摩市:R01.6.20(予定)
11 水防訓練の充実	・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施する。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。	・県・市が参加する水防訓練を実施する。 ・県・市タイムライン等を踏まえた洪水対応演習を実施する。	・県・市が参加する水防訓練を実施する。 ・県・市タイムライン等を踏まえた洪水対応演習を実施する。	・県・市が参加する水防訓練を実施する。 ・県・市タイムライン等を踏まえた洪水対応演習を実施する。		・毎年度、訓練等の実施状況について共有する。						【鳥羽市、志摩市、県】 洪水対応演習や情報共有訓練の実施(H30.4.24)	【鳥羽市、志摩市、県】 洪水対応演習や情報共有訓練の実施(H31.4.26)
12 水門・排水施設の運用点検の実施	・洪水時に迅速な対応ができるように、水門・排水施設等の運用点検を関係者と実施する。	・洪水時に迅速な対応ができるように、水門・排水施設等の運用点検を関係者と実施する。	・洪水時に迅速な対応ができるように、水門・排水施設等の運用点検を関係者と実施する。	・洪水時に迅速な対応ができるように、水門・排水施設等の運用点検を関係者と実施する。		・毎年度、運用点検状況について共有する。						【鳥羽市、志摩市、県】 鳥羽市では船津2号樋門他3門、志摩市では鶴方水門他3門について点検を実施。 【県】 外部委託による施設点検の実施	【鳥羽市、志摩市、県】 鳥羽市では船津2号樋門他3門、志摩市では鶴方水門他3門について点検を実施。 【県】 外部委託による施設点検の実施
13 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・浸水想定区域内の市庁舎等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	・浸水想定区域情報を市に提供する。	・浸水想定区域内の市庁舎等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	・浸水想定区域内の市庁舎等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。		・毎年度、対象施設への連絡の体制を共有する。						【鳥羽市、県】 浸水想定区域内施設の有無を確認 【該当施設なし】	【志摩市、県】 浸水想定区域内施設の有無を確認
3) 氾濫水による浸水被害軽減に関することや、洪水被害軽減のための河川管理施設の維持管理に関する取組													
14 危機管理型ハード対策	決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装や堤防裏法保護工を必要に応じて実施する。	・主に河川整備計画策定河川を対象に危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装や堤防裏法保護工を必要に応じて実施する。				・協議会において、要対策箇所の対策進捗状況を共有する。						【県】 未実施	【県】 必要性の検討
15 洪水氾濫を未然に防ぐ対策	・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を、県・市で優先度を協議しながら実施する。 ・計画的な河川改修を実施する。	・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を、県・市で優先度を協議しながら選定し実施する。 ・河川整備計画策定河川の整備状況、整備方針等を市と情報共有しながら河川改修を実施する。	・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を、県・市で優先度を協議しながら選定する。	・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を、県・市で優先度を協議しながら選定する。		・堆積土砂選定箇所については、地図情報システムを活用し共有する。 ・整備箇所の確認、整備の進捗状況を共有する。						【県】 ・河川堆積土砂の掘削等を継続して実施した。 鳥羽市:白木川・鳥羽河内川 志摩市:野川	【県】 ・河川堆積土砂の掘削等を継続して実施する。 ・河川改修の実施の検討